

社会福祉法人指導監査研修会

指導監査の主な指摘事項、 留意事項及び改善方法等 (法人運営)

令和8年5月25日

熊本県社会福祉課
指導監査班



指導監査の目的

社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。（実施要綱の1）

指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるように指導を行うことが重要。

◆ 指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠（※）を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。（実施要綱の5の（2））

（※）指摘を行う（法令、通知の条項に違反している）場合には、違反している条項や違反の内容を具体的に示す、助言を行う場合には、その理由等を具体的に示す必要がある。

◆ 口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要がある。（実施要綱の5の（1））

指導監査の類型

一般監査

一定の周期で実施

実施計画を策定し、「指導監査ガイドライン」に基づき実施。

特別監査

▶ 随時実施

運営等に重大な問題を有する法人を対象として実施。

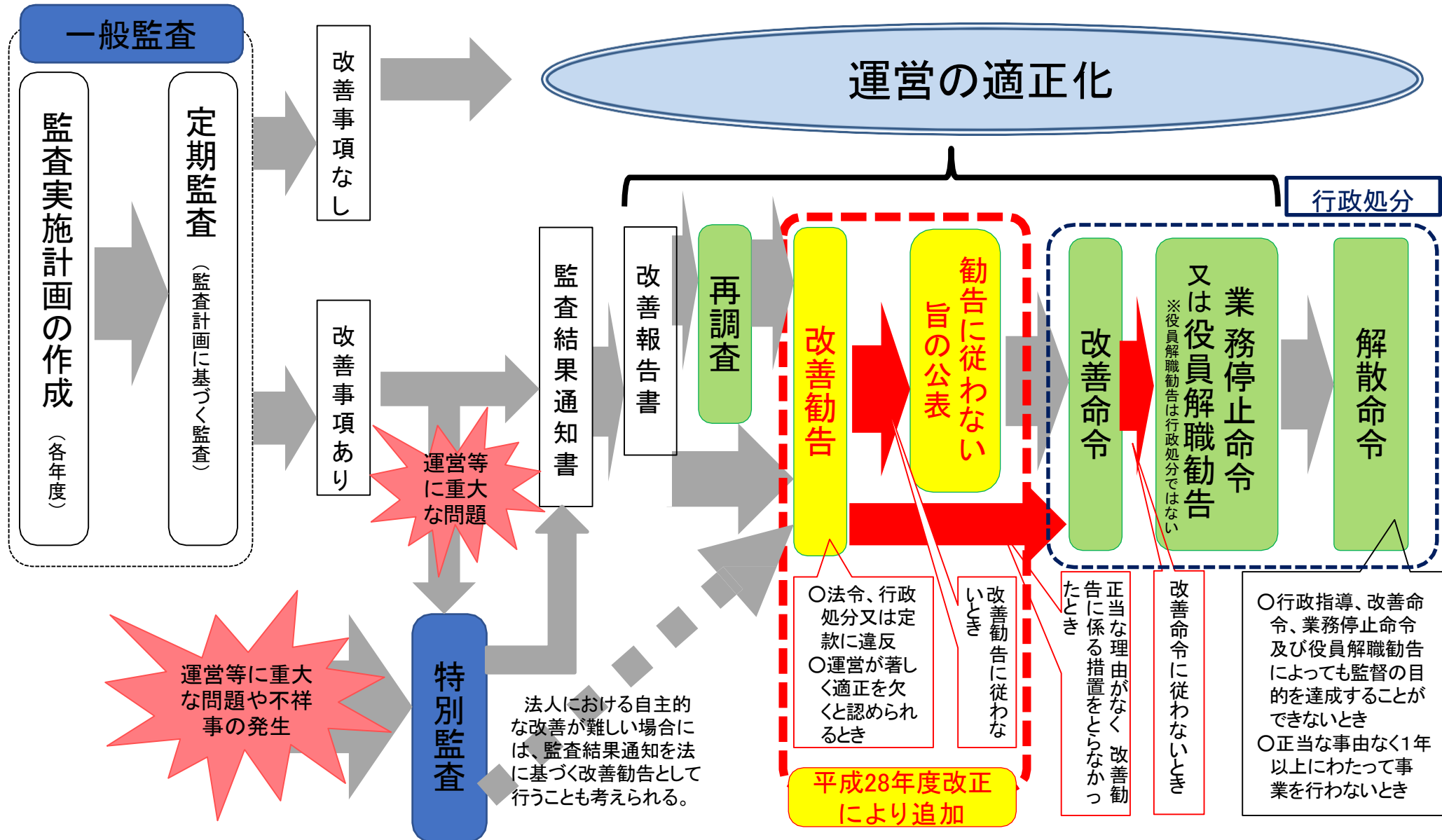
一般監査の途中で重大な問題を発見した場合、特別監査に切り替えることもできる。

いずれも実地において行う。

(書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせることは可能)

社会福祉法人に対する指導監督の流れ

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



指導監査ガイドラインについて①

指導監査ガイドラインは、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項(監査事項)、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項(チェックポイント)、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準(指摘基準)並びにチェックポイントを確認するために用いる書類(確認書類)を定めるものである。

適用範囲	<p>一般監査における確認及び指導は、実施要綱及びガイドラインに定めるところによる。</p> <p>※ <u>特別監査</u>においては、その目的である法人運営に関する問題の内容又は原因等に関連する事項について必要な確認を行う。</p>
監査事項及びその確認に関する考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知等で明確に定められた事項を対象とする。○ 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項(チェックポイント)、着眼点、確認の対象とする書類(確認書類)を追加する。○ 膨大な法令、通知に関する全ての事項を網羅的に確認するものではなく、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定する。ただし、次の事項については、個別の監査事項に加え、法人運営が適正であるかを確認するため必要な範囲で必要に応じて確認ができることとし、複数の監査事項に共通する確認方法等を設定する。<ul style="list-style-type: none">■ <u>法令、通知又は法人の内部規程を遵守しているか。</u>■ <u>経理規程を遵守しているか。</u><p>※ 経理規程は、法人の内部規程に含まれるが、法人の財務会計に関する基本的な事項を定める法人運営上特に重要な規程であることから、別に記載している。</p>■ <u>会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しているか。</u><p>※ これらの事項について、社会福祉法人会計基準等に基づき適正な会計処理を行い、法人の財務状況を正確に表示することは、法人の財務規律の強化や情報公開の観点から特に重要であるため、経理規程等の取扱いとは別に記載している。</p>

指導監査ガイドラインについて②

<p>確認書類の範囲及び考え方</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。○ ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。○ ただし、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり(法第24条第1項)、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべきであること。
<p>確認結果に基づく指導についての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 監査事項ごとに、実施要綱に定める指導(文書指摘、口頭指摘又は助言)を行う基準を具体的に設定する。ただし、次の場合は、指摘基準についても複数の監査事項に共通する指摘基準を設定する。<ul style="list-style-type: none">■ 法令、通知又は法人の内部規程の違反がある場合■ 経理規程の違反がある場合■ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しない処理等が行われている場合

指導の方法①

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合



文書指摘

「改善措置を文書をもって指導」を行い、期限を付して改善報告を求める。

口頭指摘

軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行う。

指導の方法②

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合



助言

法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

指導の方法③

指導監査の過程において、社会福祉法（福祉関係）以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合



指摘基準には該当しない

所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

指摘事例（法人運営）

指摘の事例①



評議員会の招集通知に記載しなければならない事項について、理事会の議決がなされていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 評議員会の日時及び場所等が理事会の議決により定められていない場合



指摘内容

評議員会の開催に当たり、招集通知に記載しなければならない事項(日時及び場所等)が理事会の決議を経ていないため、理事会の決議を経ること。

< 参考 > 評議員会招集に係る理事会決議事項

理事会決議事項	根拠条文
評議員会の日時及び場所	社会福祉法第45条の9第10項によって準用される一般法人法第181条、社会福祉法施行規則第2条の12
評議員会の目的である事項があるときは、当該事項	
評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)	

指摘の事例②



評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当
＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合



指摘内容

評議員会の議事録について、必要的記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」の記載がなされていないため、今後、適切に記載すること。

＜参考＞評議員会の議事録

事項	根拠
<p>1 記載事項</p> <p>① 評議員会が開催された日時及び場所</p> <p>② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>⑥ 議長の氏名（議長が存する場合に限る。）</p> <p>⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>社会福祉法施行規則第2条の15第3項</p>
<p>2 署名</p> <p>議事録署名人の署名又は記名押印</p>	<p>定款</p>

指摘の事例③



計算書類等について、事業報告書の明細書が作成されていない。



ガイドライン I の 3 の (2) 評議員会の招集・運営の指摘基準に該当

＜指摘基準＞

・計算書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない場合は、文書指摘によることとする。



指摘内容

事業報告書及びその附属明細書については、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認された。

事業報告の附属明細書は、事業内容を補足する重要な事項をその内容とすることとされており、法令等を遵守し、作成すること。

＜参考＞ 計算関係書類等の決算手続

書類	監事	理事会	評議員会
事業報告	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	報告 (法第45条の30第3項)
事業報告の 附属明細書	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	
計算書類	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	承認 (法第45条の30第2項)
計算書類の 附属明細書	監査 (法第45条の28第1項)	承認 (法第45条の28第3項)	
財産目録	監査 (規則第2条の40第2項)	承認 (規則第2条の40第2項)	承認 (規則第2条の40第1項)

(注) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を評議員会に報告する。(法第45条の31、規則第2条の40)

指摘の事例④



理事の選任にかかる評議員会において、いずれかが「社会福祉事業の経営に識見を有する者」等に該当していることを説明せずに選任の決議が行われていた。



ガイドライン I の 4 の (3) 適格性の指摘基準に該当

＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合



指摘内容

理事の選任に当たっては、社会福祉法第44条第4項の規定により、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」及び「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まなければならないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するかが明らかにされていなかった。

理事の適格性を審議する上で重要な情報であることから、理事の選任に当たっては、評議員会において、各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。

<参考>役員等の識見等に関する要件

役員等	要件	社会福祉法
評議員	評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。	第39条
理事	理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 2 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 3 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者	第44条第4項
監事	監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。 1 社会福祉事業について識見を有する者 2 財務管理について識見を有する者	第44条第5項

指摘の事例⑤



登記について、組合等登記令に定める期限を超過している事例が見受けられた。



ガイドラインⅢの4の(4) その他の指摘基準に該当

＜指摘基準＞

指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続（法務局等への具体的な協議を含む。）を行われていない場合は文書指摘によることとする。

なお、変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている場合には、今後同様なことがないように求める（口頭指摘）。



指摘内容

代表権を有する者及び資産総額に係る変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記が完了するようにすること。

＜参考＞変更登記を要する事項

登記事項	登記期限	組合等登記令
目的及び業務	変更が生じたときは、2週間以内	第3条第1項
名称		
事務所の所在場所		
代表権を有する者の氏名、住所及び資格		
存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由		
資産の総額	毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内	第3条第3項

指導監査の主な指摘事項（法人運営）

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

定款

定款について、法令等に従った必要事項が記載されていない。

- ・ 定款に記載されている基本財産の土地について、登記簿の地積と一致していないものがあるので、登記簿の地積と一致するよう定款の変更を行ってください。
- ・ 「収益事業」について収益事業を実施していないので削除してください。
- ・ 第二種社会福祉事業について、現在、実施していない「老人介護支援センター事業」の記載があるので削除してください。
- ・ 実施している第二種社会福祉事業「障害福祉サービス事業」が記載されていないので追記してください。
- ・ 監事の定数について、「2名以下」を「2名」に修正してください。
- ・ 定款変更に係る評議員会の決議をうけたのち、その約4年後に定款変更認可申請書を所轄庁に提出しています。評議員会の議決後は速やかに申請書を提出してください。

評議員の選任

評議員となることが適当ではない者が選任されている。

- ・ 評議員会を2回以上連続して欠席している評議員がおり、評議員会への出席義務が履行されていません。綿密な日程もしくは開催時間の調整、あるいは評議員の交代など、出席できるように改善してください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

評議員会の招集・運営

評議員会の招集が適正に行われていない。

- ・ 評議員会の招集については、1週間前までに評議員に通知してください。
（通知日から開催日まで少なくとも中7日が必要です。）
- ・ 評議員会の開催について定める理事会の決議において、（開催）場所がもれていますので、評議員会の（開催）場所についても定めてください。
- ・ 理事会の議事録において、評議員会を招集する評議員会の日時、場所、議題及び議案等を決議したことの記載をする必要がありますが、開催された評議員会について、具体的な評議員会の開催時間、場所の記載がありませんでしたので議事録に適正に記載してください。
- ・ 理事会で承認を受けた計算書類は定時評議員会の日から主たる事務所に備え置かなければならないため、評議員会の開催時期については、理事会の決算の承認を受け、計算書類等を主たる事務所に据え置いてから（決算の承認を受けた理事会後）、2週間（中14日）以降としてください。

決議が適正に行われていない。

- ・ 定款の変更について、評議員会に諮られていませんでしたので、定款を変更する際には評議員会の決議を行ってください。
- ・ 評議員会において、法令及び定款で定めた事項以外についても決議が行われています。評議員会での決議は、法令及び定款で定めた事項に限り行ってください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

評議員会の招集・運営

評議員会において、適正に記録の作成、保存を行っていない。

- ・ 評議員会の議事録に議案資料が添付されていませんでしたので、議事録には議案資料を必ず添付してください。

決算手続きについて、法令及び定款の定めに従い、適正に行われていない。

- ・ 決算手続きに関して、評議員会においては、計算書類及び財産目録の承認を行い、附属明細書についての承認は行わないでください。

理事の選任

理事が法令及び定款に定める手続により選任されていない。

- ・ 理事の退任に伴う理事の選任について、評議員会の決議によって選任されていませんでしたので、理事を選任する際には評議員会の決議によって選任してください。
- ・ 前任者の定年退職に伴い、現施設長が就任されていますが、評議員会の決議を経ることなく、施設長の就任日と同日付けで理事に就任されました。理事の選任にあたっては、法令及び定款の定めに従い、適正に行ってください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

理事の適格性

理事となることができない者又は適切でない者が選任されていないか確認不十分

- ・ 理事、監事の選任手続きに際しては、欠格要件である暴力団等反社会的勢力の者について該当しないことを誓約書等により確認を行ってください。

理事長

一定期間、理事長が選定されていない。

- ・ 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならないところ、貴法人では、評議員会が開催された後、約1か月後に現理事長が選任されるまでの間、理事長が未選定となっておりました。今後は、適時に理事長の選定を行ってください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

理事会

理事会が法令及び定款の定めに従って開催されていない。

- ・ 招集通知を省略する場合には、理事及び監事全員の同意がわかるような同意書や、議事録に当該同意があった旨を記載するようにしてください。

理事会の決議が法令及び定款に定めるところにより行われていない。

- ・ 評議員会及び理事会の決議事項について、特別の利害関係を有する評議員及び理事の存否について確認されていません。確認のうえ議事録に記録するか、評議員会及び理事会の招集通知と併せて当該議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する等の対応を行ってください。
- ・ 金融機関からの借入れについて、理事会に議案でなくその他の事項として説明を行い、了承を得ていたため、議案としての決議がありませんでした。多額の借財については必ず理事会に議案として理事会に諮り決議を受けてください。
- ・ 理事会での決算の承認にあたっては、監事の監査を受けた全ての計算書類及び事業報告だけでなく、その附属明細書についても財産目録とともに議案として理事会に提出し、承認を受けてください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

監事の選任

監事となることができない者が選任されている

- ・ 監事が全員欠席の理事会が複数回あり、理事会への出席義務が履行されていません。綿密な日程もしくは開催時間の調整、あるいは監事の交代など、出席できるように改善してください。

監事が法令及び定款に定める手続により選任されていない。

- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、現員監事の過半数の同意を得てください。なお、同意については、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）により確認できるようにしてください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

評議員・理事・監事及び会計検査人の報酬

理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていない。

- ・ 理事及び監事の報酬等の額（毎年度の支給総額）については、定款に定めがない場合は評議員会の決議によって定める必要がありますので、評議員会に諮ってください。
- ・ 職員を兼務している理事が複数人いる場合には、現況報告書に職員給与を含めた報酬等の総額を記載のうえ公表してください。

職務執行報告

理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

- ・ 理事長及び業務執行理事が、理事会において自己の業務執行に関する報告を行っていません。定款の定めに従い、毎会計年度、定期的に業務執行に係る報告を行ってください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

議事録

議事録が適切に作成され、保存されていない。

- ・ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合においても、次の事項を記載した議事録を作成してください。
- ・ 理事会の議事録の記載内容について、議事の経過、結果だけでなく、各議案に関する発言内容の概要や説明内容の要点など必要事項を十分記載してください。

施設長の選任

重要な役割を担う職員（施設長）の選任が理事会で決議されていない。

- ・ 重要な役割を担う職員（施設長）の選任が理事会で決議されていないので、理事会の決議により選任してください。

変更登記

当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。

- ・ 法人代表者及び資産の総額について、変更登記が未了のままとなっていますが、代表者の変更については変更から2週間以内、資産総額の変更については、事業年度末日から3ヶ月以内に登記を行う必要がありますので、速やかに変更登記を行ってください。

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項

不動産を借用

不動産を借用している場合、適正な手続きを行っていない。

- ・国若しくは地方公共団体以外の者から建物の貸与を受ける場合は、安定して事業を継続するため、原則として賃借権の登記が必要です。民間企業から、2年の契約期間で貸与を受けておられますが、賃借権の登記がなされていません。したがって、賃借権の登記を行うか、契約内容を賃貸借期間10年以上となるように変更するか、いずれかの措置を行ってください。

基本財産以外の固定資産

基本財産以外の資産の管理運用は適正になされていない。

- ・基本財産以外の固定資産を廃棄する際、理事長の承認が得られていない物品がありました。経理規程に基づき、事前に理事長の承認を得てください。

改善方法

評議員会、理事会の招集、運営等の指摘事項が多い

- 法人運営に関する指摘事項としては、「評議員会、理事会の招集、運営」、「評議員、役員を選任」に関する指摘が多くを占める。
- そのため、県ホームページに掲載している「社会福祉法人理事会・評議員会の手引き」を確認しながら、評議員会、理事会の招集、運営等の業務を実施してください。
- 不明な点等については、所轄庁にお尋ねください。

出典

- 令和7年度都道府県・指定都市・中核市指導監督
担当者職員研修 資料1
「社会福祉法人制度の展開と指導監査について」
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

ご清聴

ありがとうございました